

原議保存期間	5年(令和13年3月31日まで)
有効期間	一種(令和13年3月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長 殿
各 都 道 府 県 警 察 の 長
(参考送付先)
庁 内 各 局 部 課 長
各 附 属 機 関 の 長

警察庁丙交企発第82号、丙交指発第25号
令 和 7 年 8 月 2 9 日
警 察 庁 交 通 局 長

交通部門における緻密かつ適正な捜査の徹底のための取組の推進について（通達）

平成29年から令和2年にかけて警視庁公安部外事第一課が外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に違反するとして捜査した事案に係る国家賠償請求訴訟に関し、「国家賠償請求訴訟判決を踏まえた緻密かつ適正な捜査の徹底について（依命通達）」（令和7年8月7日付け警察庁乙備発第4号ほか）が発出されたところであるが、同通達を踏まえ、「緻密な交通事故事件捜査の推進について（通達）」（令和6年3月15日付け警察庁丙交指発第11号）による取組を継続して進めるとともに、交通部門における適正な捜査を徹底し、同種の事案を発生させないため、下記の取組を推進されたい。

記

1 交通事故事件捜査に関する相談・意見等の受付体制の整備

警察本部交通部の庶務担当課に、警察本部長（警視庁にあっては交通部長。以下同じ。）が直接指揮すべき交通事故事件捜査に関する部内の相談・意見等を受け付け、適切に対応するための責任者（以下「交通事故事件捜査相談対応責任者」という。）として、同課の次席等、警視の階級にある者を指定すること。

また、同課に、当該相談・意見等を受け付ける職員（以下「相談対応員」という。）を配置し、警部の階級にある者及び警部補の階級にある者の中から各1名以上を指定し、これを本部及び警察署の交通事故事件捜査担当課の職員に対して周知すること。

交通事故事件捜査相談対応責任者は、相談対応員が受けた相談・意見等の中に個別の事件の捜査指揮における判断上重要と思われる問題があれば、警察本部長に直接報告し、対応・是正につなげること。

2 よりよい捜査指揮に資するための意思疎通の円滑化

平素から課題解決に向けて階級に関係なく率直に意見を出し合うことのできる開かれた環境づくりのため、幹部の意識改革を進めること。

また、警務部門等が設置する各種窓口で受け付けた相談・通報についても、必要に応じ、相談者・通報者の保護に適切な配慮をした上で、警察本部交通部幹部に共有し、交通部門における捜査運営の改善、勤務環境の整備等に活用すること。